

航空・海上無線通信委員会報告（案）に対する意見募集
 「9GHz帯小型船舶用固体素子レーダーの技術的条件」
 （意見募集期間：令和5年11月10日～令和5年12月13日）

資料25-1

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	受付締切日時の「2023年12月13日0時0分」は「2023年12月14日0時0分」の誤記ではないか？意見公募要領によると、意見提出期間は12月13日までだから。	受付締切日時を「2023年12月14日0時0分」に修正しました。	無
2	個人	・10ページの「通り」と、11ページの6行目「どおり」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・6ページの2.2の冒頭「本委員会」は「委員会」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。	ご指摘のとおり修正しました。	有
3	法人 (株)放送衛星システム	<p>株式会社放送衛星システム(B-SAT)は、放送衛星の安定運用を通して、衛星放送を継続してお届けすることを使命とするとともに、衛星放送のさらなる発展、進化のために、4K・8K放送の普及に貢献しております。</p> <p>このたびの情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会報告（案）は、平成28年に航空・海上無線通信委員会報告書（以下、H28報告書）で取りまとめられた結果に基づき、3種レーダーを対象とした船舶用固体素子レーダーの技術基準パラメータの一部を制限することにより無線従事者免許不要の4種レーダーとして規定することで、固体素子レーダーを搭載した小型船舶の普及を図るものと認識しています。</p> <p>今回の報告(案)において、BS受信への干渉については、固体素子レーダーの今回の検討がH28報告書の検討範囲を超えないことを根拠にH28報告書を踏襲するとしています。また、H28報告書と同様、BS受信障害が発生した場合は、被干渉側及び与干渉側で干渉回避のための所要の対策を講じるとしています。</p> <p>しかし、H28報告書の検討で実施されたBS受信への干渉実験では、パルス幅の短いマグネトロンレーダーの実機でしか評価しておらず、今回対象となるパルス幅の長い固体素子レーダーの実機によるBS受信への干渉の影響は評価していません。また、今回の検討においても実施されませんでした。既に数百台の固体素子レーダーが普及しており、それによるBS受信への影響はないとのことですが、無線従事者免許が必要なレーダーと不要のレーダーが同じ運用かどうかは確実ではないため、総務省主導のもと、固体素子レーダーによるBS受信への影響評価実験の実施を要望いたします。</p> <p>長期的には、船舶レーダーからの干渉回避のためBS受信設備の改善(イメージ妨害抑圧比改善)を図ったとしても普及に時間がかかるため、まずは、既に3000万台以上が普及して、一般家庭で利用されている既存BS受信設備の保護を要望いたします。</p> <p>固体素子レーダーの運用にあたっては、国の責任において、BS受信への障害の有無の検証、および、実際に障害が発生した時は、妨害を取り除くための迅速な施策を要望いたします。</p> <p>今回の報告概要(案)において、BS受信への干渉に配慮した固体素子レーダーの使用法に関するマニュアルの記載に言及したことについて賛同いたします。実際に固体素子レーダーによりBS受信に障害が発生した場合には、今回対象の小型船舶用を含む船舶用固体素子レーダーのリコール実施を含め、対策を要望いたします。</p>	<p>今回検討対象となった9GHz帯小型船舶用固体素子レーダーを含む船舶用固体素子レーダーは、平均EIRPがマグネトロンレーダーより小さいことから、BS-IF周波数にイメージ混信妨害を与える影響は、既存のマグネトロンレーダー以下となると考えられ、これまでと同様に影響はないものと考えますが、報告書案のとおり、重大な干渉の発生が確認された場合には、再度検討を実施するといった対応をして参ります。</p>	無